

平成29年度第1回  
総合計画審議会

平成29年4月6日

逗子市経営企画部企画課

## 平成29年度第1回総合計画審議会

日時 平成29年4月6日（木）

午後6時00分～8時00分

場所 逗子市役所5階 会議室

### 出席者

委員 出石会長、木村副会長、山口委員、池谷委員、倉田委員、長島委員、  
相川委員、稲委員、磯部委員、三原委員、桑原委員

事務局 和田経営企画部部長、福本経営企画部次長、仁科主幹、四宮主任、橋本主事

### 欠席者

窪田委員、佐野委員、柳沢委員

### 次第

- 1 開会
- 2 総合計画の進行管理の様式の改善について【審議】
- 3 部会員の指名について
- 4 その他
- 5 閉会

### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 資料1 意見等に対する対応について
- ・ 資料2 評価ランクの基準
- ・ 資料3 事業進行管理表
- ・ 資料4 個別計画進行管理総括表
- ・ 資料5 基幹計画進行管理表
- ・ (参考1) 総合計画進行管理表及び旧進行管理様式
- ・ (参考2) 進行管理部会が評価する計画・事業一覧

(福本経営企画部次長) 皆さん、こんばんは。

本日は年度初めのところ、大変お忙しい中ですが、逗子市総合計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議は現時点で10名の出席ということになっております。柳沢委員、窪田委員からは欠席のご連絡をいただいております。池谷委員につきましては5分ほど遅れると連絡をいただいているところでございます。後ほどお二方見えられると12名になりますが、総合計画審議会条例に定めます定足数に達していることから、本日の会議は成立していることをまずはご報告いたします。

会議が始まる前に、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。教育委員会委員から委員になっていただいていた山西委員ですが、教育委員の任期満了に伴い、新たに桑原泰恵さんが委員になりました。

一言、ご挨拶をお願いできますでしょうか。

(桑原委員) 皆さん、こんばんは。今、ご紹介にあずかりました教育委員の桑原泰恵です。よろしくお願いいたします。既に皆さん議論を重ねていらっしゃるということで、私が後から参加ですので、早く皆さんのお話に追いついて少しでもお役に立てればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

続きまして、事務局職員にも異動がありましたので、ご報告いたします。

これまで担当しておりました梶山が職員課に異動になりました。その後任に主事の橋本が着任いたしました。

(橋本主事) 橋本です。よろしくお願いいたします。

(福本経営企画部次長) どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

このたび、資料を皆様にお届けするのが遅れてしまいました。これにつきましては大変申し訳なく思っております。以後こうしたことがないように、きちんと事務等を管理をしていきたいと思っております。

資料の確認ですが、まず事前に送付いたしました資料として次第、あと、資料番号が右肩に振ってありますが、資料1、2、3、4、5、以上ですが、これは大丈夫でしょうか。あと、参考1、参考2、これが事前にお配りした資料です。

あと、本日テーブルの上に配付しました資料としては委員の名簿と、前回の会議概要です。

不足等、漏れ等はないでしょうか。

ありがとうございます。

では、ここからの進行につきましては、出石会長にお願いをいたします。

(出石会長) それでは、今年度第1回の総合計画審議会を開催してまいりますけれども、まず最初に一言おわび申し上げます。今日、議事録が配付されておりますけれども、少し前回、会長というよりも、議長である私がエキサイトしまして、議長の進行としてはふさわしくなかったのかなと反省しているところであります。

本日は議長としてしっかりとこの会議を、議長役として進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次第に入ります前に、事務局から連絡がありまして、長島委員から意見があるということで伺っております。この意見ですが、若干拝見したところ、諮問事案ではないので、長島委員に申し上げますが、できましたら審議事項が終わった後に最後に時間をとりますから、そこでご発言をしていただいて、それについて委員で質疑をしてディスカッションするということがよろしいでしょうか。

(長島委員) はい。

(出石会長) では、そのようにさせていただきます。

では、最初に次第2、総合計画の進行管理の様式の改善について、審議として行います。

では、まず事務局から説明をお願いいたします。

(福本経営企画部次長) 昨年度から、個別計画、基幹計画、そして総合計画といった3層が連動した一体の進行管理を始めたところでございます。昨年度は初めての取り組みということもありまして、それぞれの段階、個別計画であったり、基幹計画であったり、あるいは総計審の場であったりということですが、それぞれの段階から改善を求める多くの声をいただきました。

資料1に、それらの意見と、それらに対する事務局の考え方をまとめました。この表の一番右側、欄外に資料2とか資料3①と書いているのは、この意見を受けて実際にそれぞれ資料2だったりとか、あるいは資料3のここを直したといったこととございます。したがって、例えば資料3①と書いてあるのは、資料3の中に①という文字が張りつけたところがあるのですが、そこを直しましたということとございます。

順次、資料2以下を見ながら確認をしていきたいと思っております。

まず、資料1の1番、2番の件です。これは資料2についての改善ですが、資料2をご覧ください。下から2つの表のところですね。事業進行管理表と書かれている部分と、その下の進

捗状況の評価と書かれているところです。右に矢印があって変更点と書いてございますが、今回意見を受けまして、それぞれ変更点のような形に直したいということです。これは先ほど言ったように懇話会等の中からいただいた意見です。まず、上の表、「個別事情を踏まえれば順調である」云々という、そちらの変更点ですが、これは従来の事業進行管理表、これは参考の1番の一番最後の様式ですね。一番最後のページです。一番最後のところに事業進行管理表とございますが、これの下の図表、進捗状況の評価が表の真ん中あたりにありますが、これは所管課が自己評価をして、先ほど言った評価ランクを入れるところです。それはもともと総合計画で計画していた年次計画に即して評価した形になっておりますが、それをベースにして、その右側の欄の個別事情とありますけれども、例えば何か進行推進するに当たって想定していなかった特別事情が発生したような場合に、こちらにそれを書くということでこの欄を設けたところですが、この個別事情を受けて、さらにその下の欄、「個別事情を考慮した総合評価」とございますので、改めてこの個別事情を考慮して、進捗状況の評価を下すといった仕組みになっておりました。

このつくりは基本的には今回変えるものではありません。個別事情は必ずしも全ての事業にあるわけではないのですが、この個別事情を考慮した総合評価を全ての事業について記入する形にしておりましたので、個別事情がないにもかかわらずここに記入するのがちょっとわかりづらいといった意見が出てきたというところがございます。そのため、資料2に戻りますが、資料のように「個別事情を踏まえれば」という文言を全て取った形に変更したいというところがございます。

同じく資料2のその下の変更は、従来は一番上のアのところ、「予定どおりに進捗、予定どおりに進捗（事業完了）」ということで、どちらも予定どおりではあるんですが、事業が終わってしまったものと、まだ途中経過のものをここで1つで表していましたが、これがわかりづらいといった意見がありましたので、この案を右側の欄のように①予定どおりに進捗、②事業完了の2つに分けて整理をしたいということです。

資料1に戻っていただきます。資料1の次の5番「あるべき姿に近づくために、年次計画が見えないと評価しづらい」という意見。これは資料3①になりますが、昨年使った事業進行管理表には年次計画が載っていませんでした。年次計画は定まっていなかったわけではなくて、別の資料としてあったのですが、この進行管理表の中に入っていないとわかりづらいといった意見が出ましたので、それに対応するために今回「主な事業内容」ということで、2015年度からの4年間の計画を記入する形にいたしました。

続きまして、同じく資料3に該当するものなのですが、資料3②のところ、「事業の反省点・問題点」というのがございます。これはやはり進捗状況とあわせまして、所管課からの反省点ですとか問題点をきちんと示してほしいといった意見をいただいたことから、こうした欄を設けようというところがございます。

同じく資料3③のところ、これは「工夫している点」となっておりますが、これは資料1でご覧いただきますと7番になるんですが、これも個別の懇話会からいただいた意見ですが、「事業実施において、広報活動が大きな要素になると考えられることから、事業進行管理表に広報活動の状況とその効果が望まれる」ということです。これは全ての計画が必ずしもそうとは限らないですが、計画によってはやはりこういった視点も必要だろうと考えておりますので、広報活動に限らず工夫した点ということについて書く欄をつくったというところがございます。ちなみに、広報活動云々というご意見に対しましては、実はこれは昨年もそうでしたが、今用意しています進行管理表以外に、各個別計画ですとか各基幹計画において必要に応じてさらに評価するための資料、様式を追加してもいいという形になってございます。こういった意味から、男女共同参画プランですとか、その観点からさらに評価をするためのシステムを持っております。それを我々はオリジナル評価といっているんですが、そういったものをどんどん工夫しながら使っていってもらいたいと考えてございます。

続きまして、同じく資料3④番のところ、一番下のところです。これは資料1でいうところの10番、11番の意見ですが、要するに評価ランクが甘いですとか、なかなか評価の尺度が適切かどうか分からないというご意見があったんですが、これにつきましては基本的には評価の基準、これは資料2になりますが、こちらにつきましては先ほどの変更点がございましたが、それ以外のところは引き続き昨年と同じように使いたいと考えております。その延長線上で、評価ランクに従って、各懇話会等が具体的に自分たちが考える評価ランクを示せるようにということで、資料3の一番右下にあるように、これは番号は入っていませんが、丸で囲んである部分で、評価に対する意見という欄を用意いたしました。これはあくまでも一番下の審議会・懇話会等の意見の中の一部として評価ランクにして出せばこういったものだ、という形で行うと考えております。

引き続きまして、資料4個別計画の総括表です。資料1では2ページ、裏側のページです。個別計画の総括表の下側の表に、施策体系別の評価という項目を用意していたのですが、この施策体系ごとに、aですとかbだとかcだとかと評価するのですが、この施策体系の具体的な取り組みが見えづらいと、見えないというご指摘をいただきましたので、今回⑤のところ、事

業名（参考）と書いてございますが、こういった形でもって事業の概要を並べようと考えているところです。

引き続きまして、資料5をご覧くださいませでしょうか。資料5⑥番とありますが、この様式自体は基本的には昨年と変わっておりません、ここの部分は。ただ、昨年この総計審の場でも意見をいただいたんですが、資料1でいうところの20番のご意見、5つの柱の中で非常に中身が薄いといったところに関しては、何らかの言及があつてしかるべきだといったご意見をいただきました。それに関しましては、その右側の欄の対応に書いてあります。一番下の文に誤植があります。「総括意見に留意して、総括するよう心掛ける」とあります。申し訳ございません。これは間違っており、「総括意見」ではなくて、「総計審の意見に留意して、総括するよう心掛ける」。申し訳ありませんが、訂正をお願いしたいと思います。

どういうことかといいますと、内容が薄い箇所については何らかの言及があつてしかるべきだというご意見に対して、その意見に留意して今年度以降は評価するように取り組みますといったことです。これは様式変更云々という形ではございません。

資料5⑥に戻ります。未策定の計画だというのが目で見てもわかるようにということで、こちらにこのように未策定の場合は「未策定」と、評価ランクとあわせて記入するようにいたしますということでございます。

資料1にはこれはないのですが、資料5の右側の真ん中あたりに丸で囲んであるところがございまして、これは先ほどの資料3事業進行管理表の一番右下にもこういった欄を設けました。評価ランクに対する意見ということです。ですので、こちらに関しても同じく評価ランクに関する意見ということでセッティングをしたいということでございます。

様式関係の変更は以上になります。

あと、資料1に戻っていただきまして、裏側の2ページの22番の意見。「所管の評価に対し、懇話会等の意見を反映した評価を、上位計画へつなげる仕組みが望ましい」という意見です。評価の仕組みはもともとこういった発想であり、その発想でこの様式を作り、あるいは評価結果を次の段階の懇話会等に流しておりますので、これはそういった認識が各懇話会、あるいは基幹計画でまだまだ足りなかったなど私どもは受けとめているところで、そういった意味では今年度きちんと庁内でも共通理解を図れるように、考え方をきちんと説明をしていきたいと考えているところでございます。

あと、同じく資料1の23番のご意見。「担当部局は、計画の懇話会、審議会等に参加、立会いをすべきである」ということですが、これにつきましてはどういう形になるかはまだお約

東はできないんですが、実施に向けて検討しているところでございます。

そして最後、24番のご意見。「総合計画審議会の最後の回には、議員にも立ち会って欲しい」というご意見ですが、これにつきましては、この総計審という会議は、市長が意思決定をするために諮問をするものであって、皆さんはそれを受けて会議をされているわけです。そうした会議であることから、議員の出席はなかなか難しいと考えているところです。これまで同様、この会議は傍聴が可能ですので、議員の皆さんが出席できるようにといたしますか、出席いただけるように情報を今までよりもきちんと出していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、資料に関する説明は以上です。

(出石会長) まとめますと、今回は進行管理に当たって、昨年度、この会議だとか個別計画や基幹計画の会議で出てきた意見を踏まえて、1つは資料2にありました評価の表現を少し改めると。それから、これはわかりにくかったので私が説明しますが、資料3、4、5については帳票の一部変更です。参考1という資料の一番最後のページに、(旧)となっていて、「返子市福祉プラン」と書いた事業進行管理表、この(旧)だったものが資料3に変わる。見比べていただければわかると思います。このような形に幾つか変わるということです。それから、資料4の健康増進計画となっている部分については、やはり(旧)の3枚目の表側、個別計画進行管理総括表となっていますね。これをまた比較してもらえれば、わかるとおり、評価とコメントの間に事業名が入ったということでわかると思います。

それから、資料5については、さらに今言いました参考のものをまためくってもらって、その前ですね。2枚目の表側になります。これは多くは変わっていないんですけども、未策定と入れることと、下から2番目の箱については右上に評価に対する意見というのが入った。そういう説明でいいですね。

(福本経営企画部次長) はい。

(出石会長) という変更です。意見を踏まえて、一部変更を提案されました。

ここにつきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

(磯部委員) 確認ですけれども、平均点の算出方法というのは。平均点が1点とか0.5点未満とかありますけれども、この算出方法についてもう一度説明していただけますか。

(出石会長) 資料はどれになりますか。

(磯部委員) 資料2の右側に書いてある。

(出石会長) では、事務局から、今回の修正の点ではないけれども、平均点のところについて。

(福本経営企画部次長) 点数をつけまして、出された数を割っているんですが、Aが何点だという、今記憶がはっきりしませんので、お待ちください。

(出石会長) では、調べておいていただいて、ほかにご質問、ご意見があったらお願いします。

(倉田委員) これは、大変な作業でしたね。結構みんな反映していますね。大変だったと思います。特に資料1の23番のところの「実施に向け検討する」とありますね。こういう検討結果をある程度日にちというか、設定した段階で教えてもらうようにしておかないといけないかなという気がします。特にここは、とても大事だと思っているので、庁内で諮っていただきたい。

それから、議員のところの働きかけは、誰の名前でなされたのか。情報提供は、企画課からなさるといえることですか。

(出石会長) はい、どうぞ、お願いします。

(福本経営企画部次長) まず23番ですが、進行管理の方法について、この問題点につきましては相談をしております、どこの会議のどの場面かというのはまだわからないんですが、例えばいわゆる所管の部長が同席をしてというような形を考えているところです。それを今年度の会議の中で実現していけたらと考えております。

24番のご意見ですが、議員に対してタブレット端末で情報を提供できる仕組みになっておりまして、そちらに会議の情報として流していただいていますので、企画課からそれを行うといったようなこともさせていただきたいと考えております。

(出石会長) 1点目はつまり時期の問題で、今年度の会議から出すケースですね。

(倉田委員) もう1個いいですか。

(出石会長) はい、どうぞ。

(倉田委員) 2点目ですけれども、できればそのタブレットで議員に出されるときに、審議会の皆様からのご要望みたいなことを入れてほしいんです。要するに、今までと同じような一般的な報告ではなくて、参加なさっている方から議員さんに出てほしいという要望があったのでということは、ぜひ加えた形で報告していただきたいと思います。

(福本経営企画部次長) わかりました。

(相川委員) まず、この資料はどなたがつくったかということですが、どなたがつくったのですか。

(出石会長) どの資料ですか。

(相川委員) この全部の資料。1、2、3、4、5、資料2から5まで。

(出石会長) 誰というより、誰というと役所なので、組織として。

(相川委員) では、どのポジションでつくったのか。

(福本経営企画部次長) 事務局でまとめましたので、そういった意味では企画課という形になります。

(相川委員) ということは、これを事業を進めるポジションとは全然話をしていないということですか。

(福本経営企画部次長) 今回このようにまとめた形でもって改めて確認という手続きをやっていないですが、所管からは昨年、実際作業をする中で、その都度、実は意見としてもらっていました。そのときに方向性などは確認をできるものにしておりましたので、そういった手続きを重ねてきてこれになったということです。

(相川委員) 要は、評価するのに計画段階での内容が見えていないよというのは、前々から1つの話題になっている。主な事業内容というところの文章が抽象的で、それで評価しろというのは非常に難しい。どっちかといったら、主な事業内容というのはもっと具体的に、かつ評価できるような表現にしておかないと、評価できないのではないかという気がいたします。

(出石会長) 資料は評価のときに全部出すんですよね。帳票は帳票として、各事業の資料ってどうなっていますか。

(福本経営企画部次長) それぞれの懇話会のやり方によっている部分があると思います。この帳票だけでやっているところもあれば、今いただいた意見がそもそもそちらの懇話会等であって、別途対応しているというのもあると思います。私がかつて担当していた別の懇話会でも細か情報をさらに出しておりました。ごめんなさい、現状が役所の中でどうなっているかというのは把握はできておりません。

(出石会長) 相川委員がおっしゃられるのは、各計画の懇話会等がないものについては、総計審の部会でやるわけですが、計画があるものは各々懇話会等があってやりますから、各々の判断なんです、今の話だと。ただ、言われているのは各々やはりちゃんとした資料が出ないとわからない。資料というか、これではわかりにくいと。これを書いていったらすごい量になるから、あるとしたら事業ごとに別途の資料を見ながらやると。

(相川委員) いや、今までは全部抽象的なんです。何々の実施、何々の検討。何々どうのこの、前の資料を見ていただければ、ほとんどがそういう表現。例えば、この資料3の主な事業内容、例えば下のほうの特定健診・特定保健指導の実施、これをもっと具体的にしていかな

いと評価できないのでは。例えばこういう指導をしてきました。だから健診率がこういうふうになっていましたというような形にしていかないと、結局評価ができないのではないかと。

医療費を下げますというのはいいです。けれども、たまたまインフルエンザが大流行したなんていったら、そういうものは全然数値として生きてこないわけです。ですから、どっちかといったらそういうようなことを明確に書いておいていただければチェックしやすいのかなと私は思います。

(出石会長) いかがでしょうか、何かコメント。

(福本経営企画部次長) まず、資料3の主な事業内容の欄につきましては、進行管理の対象となっている計画に書かれているものを基本的には持ってきているという形になっています。そうした意味では何を実施したかということは、ここの欄に書くべきところではないです。何を実施したかにつきましては、例えばこれですと2016年度ということになりますが、その下の欄のところの「主な事業内容の実施結果」という、一番頭にありますが、こちらのほうに細かく書くということで対応を考えているところです。

(磯部委員) 質問していいですか。たまたまここで取り上げられた例が健康づくり推進事業ということで、数値目標のない事業ですけれども、この総合計画の中で例えば体験学習施設講座等事業だと、2018年には参加者が1,500人で、年間延べ参加者数が5万人になっている。こういう数値目標が設定されています。

私の質問は、このような数値目標がある事業の場合には、この進行管理表の15年度、16年度、17年度、18年度でそれぞれ数字が入っているのでしょうかというのが私の質問です。

(相川委員) 多分、資料がこれだから、これが話題になっているだけであって。

(福本経営企画部次長) 総合計画をつくるときに、基本的には具体的な目標値を出すということを考え方の前提としていました。ということは逆に言えば進行管理のときに基本的に達成状況を測っていくことを前提としておりますので、そういったものがある場合にはこの帳票の中に落としていくことが前提となります。

(磯部委員) 答えは数値が入っていることですね。

(福本経営企画部次長) はい。

(磯部委員) わかりました。

(出石会長) つまり上のほうの欄の「主な事業計画」、今回2015、16、17、18と値を入れたわけですが、今までなかったけれども入れた。これはもともとの総合計画に書いてあったものをそのまま貼りつけているので、実際にはその下のほうの2016年度進捗管理表の「主な事

業内容の実施結果」と、それから事業の「反省点・問題点」で細かく記載すると。先ほど例に出たインフルエンザが大流行云々という話などもここに、特に「反省点・問題点」に入るんですかね。そこに具体的に記述をするということでもいいですね。

この例も主な事業内容の実施結果のところの最後に、「特定健診・特定保健指導は別途事業進行管理表参照」となっているけれども、たまたまこの資料でいけば、これにさらに資料がつくという、進行管理の何をやったかということについてはそれがつくという趣旨でよろしいですか。

(福本経営企画部次長) はい、そうです。

(出石会長) 相川委員、そういうことですけれども。

(相川委員) はい、わかりました。

(福本経営企画部次長) あともう一つ、磯部委員からいただいた意見でございますが、昨年度もそういった意味では、それぞれの目標に対して実績をグラフにして、皆様に実はお配りしています。なので、この資料の中で全てを書き表すことが難しいので、必要な資料をまとめて配っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

(磯部委員) 重ねて質問しますけれども、要はこれを見たときにわかるかどうかというのが1つポイントでありまして、この例は大変悪くて、だから、これでは評価も何もできないだろうと。数字があるものだったらば、各年に参加者が1,500人、1,700人とか書いてあるんですかというのが質問で、やはり書いていないと年度ごとの管理は難しいのではないのでしょうかというのが私の意見です。

(出石会長) 確かに。でも、事実こういう事例があるのは事実なんです。だから、つくったときの設定が悪かったという話になってしまうんです。ただ、作ってあるものもあるし、それはやはり管理の中で追加資料等を使ってやるしかないのかなと思います。

(磯部委員) 私は、この総合計画策定のときに、見える範囲では新たな計画に関して進捗のこういう目標を見たんですけれども、大変に改善されていて、この例が本当に悪いものが出てきたという感じで、きちんと毎年進むという計画ができていましたよ。だからそんなに心配はしていないけれども、ただ、この上にきちんと出てくれないとやはりいけないというのは、老婆心ながら申しているところです。

(出石会長) ちょっと例が悪かった。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(三原委員) この参考資料の1、こちらの総合計画進行管理表について、2つお聞きしたい

のですが、この市の評価、「わたしたちはこんなまちにしてい」全般に対する評価と今後の対応というところで、市の評価というのは、これはどこがおつくりになっているんですか。

市の評価は例えば市長がおつくりになっているのですか。

(福本経営企画部次長) これにつきましては上のところ、下のところ、全て市長が直接書いています。

(三原委員) 市長がお書きになっている。

(福本経営企画部次長) はい。

(三原委員) それと、その裏ですね。その裏の一番最後の総合計画審議会の意見、「Actionの観点からの意見等」ということでありますけれども、これは各部署にオーソライズされているのでしょうか。

(福本経営企画部次長) オーソライズといいますか、これは総計審から市長に対して提出いただく意見ですので、オーソライズといいますか、要するに共有するというのであれば、それはそういった形での手続をすると。

(三原委員) ということは、市長から各部署に伝わっている可能性があるか、ないか。これは難しい部分なんでしょう。

(福本経営企画部次長) 意見の趣旨といいますか、意味合いによって必要などころには伝えていくという形になります。

(三原委員) たまたまこの参考資料、参考1と書いてあるところで、まちづくりのことがあります。私ども、その地域自治システムの観点からこれを拝見しますと、市長はこの中ほどで、まちづくりを推進するためには、その基盤である地域自治システムの進展が不可欠であると。2016年度当初予算で当該事業費が減額修正され、6月に補正予算で復活するという不安定な状況を解消するために、地域の体制づくりを一層支援していきたいとおっしゃっているんですね。これは我々の、ここで私も申し上げたことを踏まえて、その事業をめぐる不安定な状況を改善していくことが必要であり、そのためには十分な取り組みを丁寧に展開していくことが必要と考えるので努力されたいという部分を受けて、市長はこうおっしゃっているということでしょうか。

(福本経営企画部次長) 違います。順番が逆です。参考1番の1ページのところは市長が書きました。つまり総合計画に対して市長が自己評価したんです。それがこの総計審に提出されて、皆さんが審議された結果が2ページに書かれているその太枠の部分にまとめた意見です。なので順番が逆です。

(三原委員) わかりました。

(出石会長) もう一回。先に市長が書いたんですか。

(福本経営企画部次長) はい。

(和田経営企画部部長) まず自己評価。それに対するご意見。

(三原委員) これを受けてではない。そうすると、我々が申し上げたことが、市長以下担当部局にどう伝わっているかというのはわからない。

(木村副会長) 私も今の企画課の回答がちょっと違和感があったので同じように思うんですけども、要するに答申なので、答申を受けて市長が市長見解としてどのように総括したかの答えはどこで表現されて、どのように庁内に指示されるのかという、そこを知りたいんです。それはこの中で見えないですね。私も、これはてっきり2ページを踏まえて市長が総括したと見たんですけども、そうではないでしょう。

(福本経営企画部次長) 違います。

(相川委員) 私もそう思ったんです。副会長のご意見と全く同じになるかもしれないですけども、この要は総計審、総合計画の推進委員会みたいなものというのはあるのかないのか。推進委員会というか、これを総合的に進めるリーダーがいるのかいないのか。

(福本経営企画部次長) どう推進するかということですが、総合計画は基本的には企画が取りまとめて作り、あるいは進行管理の取りまとめもしておりますが、基本的にはそこに位置づけられている事業計画はそれぞれ各所管が責任を持って進めるといった形になっております。そうした意味では各部がきちんと推進をしているということですので、今、相川委員がおっしゃられたような、そのための特別なチームですとか、特別な仕組みというのは特にはありません。

(相川委員) そうすると、横断的な内容のものというのはい体どうなるんですか。要は部局がまたがるものはどうなるんですか。

(福本経営企画部次長) 事業はもともと定められたときに、もしまたがるのであれば、当然のことながら調整が図られた上で計画されます。それを実際に実施していくときには、当然のことながら予算化の段階、あるいは執行の段階で必要な調整が図られます。それは先ほど申し上げたとおり、特別なチームがあるわけではなくて、事業を責任を持って行っていく所管がそれぞれの取組みの中で行っていくという形です。

(磯部委員) では意見を言わせていただきますと、例えば3つの部門にまたがった事業があったときに、3つの部門それぞれが恐らくそれぞれの役割を持って進んでいるんだと思うんで

すけれども、全体の旗振る人というのは、そこにはいないわけですね。

(福本経営企画部次長) その3つのバランスといいますか、メインは必ずどこかにあるのだということだと思います。あと、もう一つはもし必要であれば、それは当然のことながら副市長であり、あるいは市長が、そこはコントロールしているということなんです。

(倉田委員) 企画課の仕事ではないんですか。実際、皆さんの仕事がそこに当たるんじゃないの。

(福本経営企画部次長) 特に事業の実施の場面で計画どおりに行われている部分については、それは当然のことながら関係所管が責任を持ってやっていくことなので、そこに企画課が出ていくということはないです。ただ、何か特別な事情があって新たな調整をしなければいけないとか、事情が変わった云々ということがあれば、企画課がそういった機能を果たすことも当然あります。

(出石会長) 要は、やはり議論というか、意見はあると思います。確かに、例えば総合計画を包括的に進行管理する委員会が必要だという意見もあっていいでしょう。ただ、逗子のスタンスというのは市長が全部把握して、全部市長のもとに一元化しているという考えなんです。規模もそれのできるかなということだと思うんです。なので、今、自治体によっては企画部局が横断的に全部見ているところもあれば、内部の推進委員会をつくっているところもあります。けれども、よし悪しは別にして、逗子の考え方は市長のトップダウンのもと各セッションがしっかり仕事をしている。それを市長がさらに統括する。我々が評価しているのは実は、ちょっと問題ではあると思うんですが、全部、これは外部評価ではないんですね。内部評価に対して意見を述べていく。それを答申するというやり方です。ただし、やはり最後の、ここでいうと2ページの下部分が放っばらかされているんですよ。市長が全部書いた上で、我々がこれを出したとするならば、それに対してどうかというのは、やはり市長は認識をする、あるいはそれを関係部局に伝えるなりして、それについて書く書かないかはともかくとして、さらにコメントを書くかどうかは別として、そこがなければ、我々は言い放しで本当に終わってしまいます。

なので、そこは次の年度というか、平成29年度の進め方において最後のところについては、少し考えてもらったほうがいいのではないかと思います。

(三原委員) 今、会長がおっしゃったとおりで、私がこれを申し上げたのは、私は地域自治システム、小坪小学校区住民自治協議会として、問題点にぶち当たっているのであえて申し上げたんですが、その市長の思いが担当部局に伝わっていないとすると、今ここで会長がおし

やったように、住民協の意見が担当部局に伝わっていない。市長の思いが伝わっていてもやっていないのかどうか、これはわかりませんが、市長がおっしゃっているのは、前年度の予算を市議会でゼロにされて、そういった不手際があったので、それを改善していくということをおっしゃっているんですね。

ところが今年度、これは小坪小学校区の話ですが、予算を市議会に提示する前に、担当部局の課長が自分でカテゴリー別に、これは5万円、これは3万円とつくって、それを我々に認めさせるようなことをした。我々はそれではおかしいと、我々でネゴシエーションすべきだ、ネゴシエーションした上でそのお金をくれるべきではないかということと言って、我々は我々の計画を提出して、相手はそれに対して協議をしますと言っておきながら、そのままぼんと自分の考えで市議会に出して、市議会でそれが通ってしまった。すると我々は98万円を要求したのに33万円しかつかなかったという、こういう経緯がある。これは前年度よりももっとたちが悪いわけです。仕事がきちんとされていない。市長に面談を申し入れて1時間半にわたって、磯部さんもいらっしゃいましたけれども、議論しましたが、結局市長は、少し政治的な考え方になり過ぎているかな。我々の意見と部下の意見というのを、意見の乖離だとおっしゃっているんです。私は意見の乖離ではなくて、業務のミスだ、そういう業務をすること自体がおかしいんだということを行っているんですが、市長はあえて意見の乖離だということでおさめようとされている。

この辺がここでこう述べられていることが市長の意思だとするのだったら、それが何で担当部局にきちんと伝わらないのか。だから、ここでこういうことを言っても、それは空転するのでは意味がないですねということをお願いしたい。

(出石会長) 個別の話題は、今はちょっと置いておいて、先ほど私も申しましたとおりで、この最後の我々が出した意見についての取り扱いというのは、確かに評価は外部評価でもいいけれども、しかしそれをさらに答申をしているわけですから、それをどうするかというのは、事務局も含めて考えてもらうことにしましょう。

(福本経営企画部次長) はい、わかりました。

(出石会長) そのほか。最初の件はどうなりましたか。

(福本経営企画部次長) 磯部委員からいただいた質問。A、B、Cというランクですね。Aが1点、Bが0.5点で、Cが0点と点数をつけ、点数を足し上げます。その足し上げたものを事業数で割って平均点を出しております。その平均点が1点である、つまりどういうことかという、オールAの場合は評価がAになると。平均点が0.5点以上1未満、これがB。平均点

が0.5に至らない、0.5未満、これがC。こういった形でランクづけを定義しています。

(磯部委員) はい。でしたら資料5を見ていただきたいですけれども、基幹計画進行管理表。私の意見の、事業によってはまだできていない事業があるということに関して、それを見えるような形で反映していただいたことは大変よかったと思うんですけれども、この未策定の隣にBと書いてある。ということは、これは何もしていなくても0.5点もらえてしまうんですか。

(福本経営企画部次長) 違います。去年の帳票のつけ方ではここには未策定というのは入れなくて、A、B、Cという、これだけでした。例えばこの資料5でいえば、この基幹計画には地域福祉計画から一番右の子ども・子育て支援事業計画までの5つの個別計画があるということなんです。この5つの個別計画の状況をもとにして、この福祉プランという基幹計画を評価するということになっているわけです。

ということは、この基幹計画についている個別計画については、先ほど見ていただきました資料3ですとか資料4、こういった帳票を作成することによってそれぞれの懇話会の場面を経て評価をしているんです。その結果が例えばここで書かれている障がい者福祉計画のBということです。なので、未策定というのは何もやっていないわけではなくて、これはあくまでも例で、未策定というふうに書きますよというだけのことです。

ちなみに、昨年夏に進行管理部会という形でもってやっていただきましたが、個別計画はなくても、総合計画にリーディング事業として幾つか事業を位置付けておりますので、その部分を進行管理しなければならないということになっておりますので、その結果として、計画が未策定であってもAだとか、Bだとか、そういった結果が入ってくるということになります。

(磯部委員) 説明はわかりましたけれども、やはりわかりにくい。何とも言いようがない。

(出石会長) ちょっとまた何か書き方の工夫ですかね。

(福本経営企画部次長) であれば、計画の名前を入れてあるところがありますよね。上の行、そこに書いた方がいいのかもしれないですね。(未策定)とか。

(磯部委員) 計画は未策定だけれども、活動は行われて、その進捗はBだと、それならわかります。

(出石会長) では、そのように修正してください。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。はい。

(出石会長) 大体よろしいですか。

(磯部委員) 計画がないのにやっているというところが、何かわかるような、やはりもう一歩工夫がないと。計画がないところでやっけていて評価できるというのは、進捗が評価できると

か何か。

(三原委員) 計画が見えないから、どうしてもそういう話になってしまう。

(磯部委員) どうしてもよくわからない。何かをやっているということは理解するけれども、それをどう進捗しているかというのに関しては評価のしようがないのではないかな。

(三原委員) いや、だからP D C AのPがちゃんとしていない。

(磯部委員) そうですね。

(三原委員) P D C Aで回すと言っているんだから。

(出石会長) そのとおりになんですけれども、とはいっても、では、それができるまで福祉を進められないというわけにはいかないの、評価はしなければいけないと思うんです。

(磯部委員) でしたら、私としてはやはりこれは未策定のものは除外して、4で割るべきだと思いますね。

(木村副会長) 私もどっちかというと磯部委員のご意見に賛成です。というのは、今日の資料2の最初にご説明いただいた事業進行管理表があるでしょう。これは個別事情を踏まえた云々ということ、これは昨年度のこの審議会場で、昨年度か一昨年度か忘れちゃったけれども、この場で、要するに極めて機械的に見ていったときに、数値に対してどうであるかというのは冷静、客観的に一度は見なければいけない。諸般の事情があることは考えてみればわかるのだけれども、まずは数値できちんと見ましょう。これで残念ながらCですというのは、ちゃんとCです。個別事情を踏まえたならインフルエンザの大流行があったからというので、Cは忍びない。やはりここは頑張った。だから特殊事情として、これはBだという総合判定をするというようなことをやったわけです。つまり、評価というのはそのような評価の仕方をするのが適切であるという考えのもとにやったわけです。だから内実を考慮するということが最終評価に向けては必ず必要なんです、ただし、今、磯部委員がおっしゃったように、まだ計画が策定されていないものは、まずは評価の対象としづらいわけですから、評価の対象とせずに総合的に総合得点を算出したほうが適正であると。ただ、その場合はやはりここと同じように、全体評価をするという二段階目が必要になってしまうわけです。みなしBということですね。だから、そういうふうになってしまうんです。

どちらかというと磯部委員のご意見を賛成だと申し上げたのは、そこなんです。結局それをどんどんやっていくと、そうしたい気持ちは私もありますけれども、それをやっていくと帳票が複雑になり過ぎてしまって、結局何をやっているかわからなくなってくるので、どこかで割り切らなくてははいけない。となると、計画はないけれども、内容で評価でき得る実態があるな

らば、そこはBとしていいというところは、妥協の範囲かなという気がします。

(磯部委員) 大変に私のもやもやははっきりさせてくださってありがたく思います。というのは、私も常に、4年間進行管理をやりましたけれども、事情というものは斟酌して評価はしました。ですから事情を斟酌するということに関しては全く反対はありません。ただし、副会長がおっしゃってくれたように、最初は機械的に数値でやる。その上で斟酌するという、この順番がいいのではないかというふうに考えがクリアになりました。

(木村副会長) 計画はないけれども、実態によって評価できる、その実態が客観的事実として存在するということを確認できるならば、それは評価の対象とするとしてもいいのではないかということです。ただし、米印、注釈は必要かなとは思いますが。それが今回盛り込まれているということなので、未策定けれども評価がされているというものが特定できる状況になっていれば、そこは妥協の範囲かなと思います。

(出石会長) ここに下に米印と書いただけで。

(木村副会長) 米印にかわるその「未策定」というのがつくことになったので。

(出石会長) いいわけですね。

(木村副会長) ええ、それでいいかなと思います。

(相川委員) ちょっといいですか。今副会長がおっしゃったように、計画がないもの、だけど施策上進めなくてはいけない。それはルーチンワークでもってこの中に入ってくるのか、入ってこないのかということも考えられますよね。結局、今おっしゃっていたのは、ルーチンワークを評価しようということですよ。

(木村副会長) 計画はないという非常に乱暴な言い方をしてしまいましたが、予算事業としての予算というものも計画であるとみなせば、予算というものはあるわけですから、計画というものが全くないわけではなくて、基礎になっている事業計画はちゃんとあるんです。ただ、それを包括的にこのような施策体系で進めていきたいと思いますという基幹的な計画がまだ策定されていないということにすぎない。すぎないと言ってはいけませんけれども、なので計画がないわけではないです。

(相川委員) だから、要はこの計画の中に入れるべき内容なのか、どうなのかということです。要はルーチンワークで流れているものまで評価するんですかということです。

(木村副会長) それは事務局からご説明いただいたほうがいいと思いますけれども、評価の対象とするものの選定については、これらの評価全体の大前提として以前に確認がされているので、それをご説明いただくのがわかりやすいと思います。

(福本経営企画部次長) 逗子市の計画は、個別計画、基幹計画、総合計画の3層からなるピラミッド構造でつくっているという前提で、実はこの進行管理の仕組みを考え、事務を流しています。具体的には個別計画のところで事業を評価し、その事業をまとめて個別計画としての評価を行う。基幹計画にぶら下がる複数の個別計画のそれぞれの情報、いわゆる進行管理の結果が基幹計画に集まり、それをもとに基幹計画の評価をする。基幹計画はまだ全てはございませんが、数としては5つあるということになります。その基幹計画、5つの進行管理の結果が総合計画のこの総計審の場へ上がってきて、最後、総合評価という形になっております。

ということは、下から積み上げていく形で総合計画を評価していますので、スタートラインで欠けている部分があると、総合計画全体が評価できないということになります。実はこの一番下の個別計画ですが、今の総合計画では、総合計画の小柱ですね。施策体系にストレートに該当する形でつくっていますので、具体的な個別計画がない現在においても、実は総合計画の小柱を見ると、そこには個別計画の目標であったり、あるいはこの計画下に進める事業、これは総合計画ではリーディング事業という表現をしておりましたが、それらを位置づけておりますので、少なくともそれに基づいて、その施策分野については評価するという状況になっております。

(磯部委員) 障がい者福祉計画というものはできていないが、ここにくられる個別計画というものはあるんだと、こういうことですか。

(福本経営企画部次長) はい、この例でいえばそういうことになります。

(磯部委員) わかりました。

(福本経営企画部次長) 実際には障がい者福祉計画はあるんですが、この例に従えばそうなります。

(磯部委員) わかります。要するに、きれいなものはないが、ちゃんと下のほうを見れば、必ずここでやっているものというのは評価の対象になっているんだよと、こういう話だとまたちょっと見方が変わる。

(出石会長) ちょっと今日、例が悪かったね。

(稲委員) 続いて言うと、やはり私も今の例で、資料5のところですけども、計画に上がったものはやはり評価すべきだと思います。だから今この例の障がい者福祉計画もずっと前からあるわけですから、未策定という言葉は削除すればいいのではないのですか。

(出石会長) これはそうなんですけれども。

(磯部委員) だから、もしそうであれば未策定という言葉というのはあり得ない。

(出石会長) 架空なんです。

(木村副会長) これは架空なんですが、未策定というのはむしろ個別計画をつくることになっているし、作らなくてはいけないのに作られていないということを明記し続けるという意味で未策定であるということがまず重要。それから、極めて体系化された形で個別計画というのが確立されていないと。その中であっても、個別の事業計画はあるから、総合計画上もあるから、それは評価の対象となっているのだということをわからせるために未策定というものが注記されるということですね。

(出石会長) そろそろまとめさせてください。

(磯部委員) 1つだけ念を押させていただきたい。これは例が悪かったけれども、柱がないところがありますよね。そこに個別計画というものは必ずあるんですか。要するに、この例は悪かったけれども、ほかの分野においてこういう計画はあって、この下に1個でも個別計画があるのか、これが僕の質問。念を押す質問。

(福本経営企画部次長) 総合計画の192ページをご覧ください。このページは真ん中から左側は総合計画の柱です。5本の柱というのが一番左にあります。その5本の柱ごとにさらに取り組みの方法ということで、5本だとか、あるいは4本の小柱が立っている表です。このページの右半分はそれぞれの5本の柱だとか、あるいは取組の方向、小柱に該当する計画が何かをあらわしております。なので具体的に言えば、総合計画の第1節、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という施策の柱に該当する基幹計画は、その右側の福祉プラン、こういうふうに見てください。同じく取り組みの方向の1番。「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまち」という小柱についての個別計画は、その右側の(仮称)となっております。地域福祉計画、これは既に地域福祉計画はございますが、こういった形になっております。ですので、総合計画上の施策体系における計画は現在策定中、あるいはこれからつくるというのも幾つかございますが、基本的にはそれぞれをカバーする計画になっております。

(出石会長) 質問でいうと、米印がついているのはどれですか。

(福本経営企画部次長) 米印がついているのは、この総合計画の経過期間中2022年度までに作る計画です。

(木村副会長) この個別計画というのでアスタリスクのついているものというのは、この計画期間中に個別計画を策定するということになっているということですね。

(出石会長) それをちゃんと例として表示してくれればいいのに、ここに障がい者福祉計画を出したからわからないです。

(磯部委員) もう一回まとめさせていただきたいんだけど、192ページを見ると、一番下に例えば「※国際交流推進計画」というのが書いてあるけれども、今は策定中ですよ。ところが、先ほどの説明で私が一応納得したつもりでいるのは、そうは言っても、「世界とつながり平和に貢献するまち」ということに関しては個別計画が幾つもあるって、既に活動はしていますよ。

(仁科主幹) 事業は個別の事業があるってということです。

(磯部委員) この個別計画推進管理表というのに該当するものが、この4の「世界とつながり平和に貢献するまち」の中にはあるんですか、ないんですか。

(福本経営企画部次長) 個別計画進行管理表というのは、今の磯部委員の例でいえば、個別計画は、まだつくられていない国際交流推進計画というものになります。なので、個別計画としてはまだでき上がっていませんが、その核となるものについては、総合計画第5節のこちらに該当する「世界とつながり平和に貢献するまち」というところに記載されていますので、具体には、ページでいえば、総合計画179ページからのところです。これがこの小柱についての記載なのですが、ここにこれをカバーする個別計画は今はないので、これからつくりますが、つくるに当たってはこれが基本的な骨格といいますか、ベースになります。

(磯部委員) まだわからない。

(福本経営企画部次長) 総合計画にありますので、その総合計画を進行管理するという意味合いにおいても、ここをやはり進行管理する必要がもともとはあるということで、それについては今日、後ほど議題にはなっていますが、部会で進行管理という形でやっていただきましたが、同じく現在も行っているということです。

(磯部委員) すみません、まだよくわからない。

(出石会長) ここではもうやめましょう。

(磯部委員) 私が、言いたいことは、先ほどの説明の中で、計画はないが、だから国際交流推進計画というのはないが、「世界とつながり平和に貢献するまち」のための何か活動はある。事業というのは。

(福本経営企画部次長) 事業はあります。

(磯部委員) それの管理はしているわけですね。点数つけて。

(福本経営企画部次長) 管理というのは、この中でやっています。この部会で進行管理についてやっています。

(磯部委員) それなら納得です。要するにこの点数を重ねていくというときに、一番上が

なくても点数は重ねていきますねということを確認したくて、そうならばそれで結構です。

(相川委員) ルーチン事業も見ていますよということなのですね。

(磯部委員) ちょっと表現は工夫して。

(出石会長) 例が悪かったりとか、例えば先ほどの192ページを最初に出していれば多分すんなりと理解ができたかもしれない。全体的に多分説明が、資料等、不足とかあると思いますので、やはりもう少し丁寧にやらないと、結局時間がかかってしまっているだけです。最初からそれが全部出ていれば、多分30分は早く終わったと思います。そこはちょっと事務局に、すみません、注意してもらって、わかりやすい資料を惜しみなく出してください。

(福本経営企画部次長) はい。

(出石会長) あとはよろしいでしょうか。

確認します。基本的には様式を、帳票を直す、それから評価の表現を直すというのはご承認をいただきました。ただし、先ほどの資料5のところと言った未策定の個別計画については、その未策定ということを計画のところ付す形でわかるようにするという事。それから、肝心の市長が総括評価した後の本審議会が出した方針についての何らかの対応がなければ総合計画審議会での答申は意味をなさないと思いますので、この点については大きな問題ですから、しっかりと市長を含めて再度検討して、この委員会に示してください。そして、今回の評価にしっかりと対応できるようにしてくださいということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(出石会長) では、そういう形で進めてまいりたい。今年度の進行管理の報告も含めてしていただいた上で、進行管理を進めてまいりたいと思います。

では、次、3です。部会員の指名についてです。

この部会員というのは、つまり進行管理です。個別計画あるいは基幹計画の委員会等がないものについて、この総合計画審議会がその役割を果たすという意味での部会、従来やってきたものですが、この部会の委員を指名ということなので、まず事務局から案について説明をしていただければと思います。

(福本経営企画部次長) この進行管理の方法として、進行管理部会を設置しているところです。昨年、この部会を設置するに当たりまして、部会員は市民委員、すなわち公募市民の委員の皆さん、あとは住民自治協議会から就任いただいている委員の皆さんになっていただくということを基本的な考え方ということで、昨年この場で合意をしていただいたところでございます。

その結果として、昨年は6名の方が部会員となっていたということです。今年もまた部会の活動を行わなければなりません。先ほど言ったように、まだ個別計画もでき上がっていないので、総合計画にぶら下がっている計画を部会でもって進行管理いただくということですが、年度も変わりましたので、改めましてまた部会員のメンバーの皆さんを確認させていただきたいと思います。

その際に考慮いただきたいことなのですが、現時点では住民自治協議会から3名の方にお越しいただいております。実はこの4月16日に、もう一つ住民自治協議会が設立される見込みです。久木小学校区というところですが、こちらの協議会ができた場合には、久木小学校区から委員を1名お願いする考えでおります。ですので、部会の活動の前にはもう一人委員が増えている状況になっているということです。

もう一つ考慮いただきたい点がございまして、今日お休みの窪田委員ですが、事情により部会員は辞退したいと、本人お考えということでございまして。

以上、久木小学校区から1名追加をする予定、もう一つ、窪田委員が部会活動には参加できないと、この2点、考慮いただきたいと思います。

ちなみに、この部会で進行管理していただく事業につきましては、今日事前に配りました資料の参考2の一番最後に載っております。これが今、正に話をしていた計画がなかったりするようなどころの事業、全部で15事業ですが、昨年と同様です。この進行管理部会ですが、8月までに2回程度開催をしていきたいと考えているところです。

以上の点でのもと、部会員の指名ということで、会長をお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

(出石会長) 例年どおりの考えで、ただ、辞退と、それから久木の住民自治協議会から加わるという観点を踏まえて、従来、市民委員がこの部会員となっていたというところで、したがって、公募市民と住民自治協議会からの推薦ということで、先ほど辞退者を踏まえて言うと、今該当する方が公募委員だと稲委員、倉田委員、長島委員。住民自治協議会から磯部委員、三原委員、相川委員になります。いかがでしょうか。

前回は磯部委員が辞退されたと思いますが。

(倉田委員) 何人いる。

(出石会長) 今は6人プラス久木が入ってきますから、7人。

(稲委員) 辞退できるものなら辞退したいです。

(出石会長) 辞退できるものは辞退したい。

(稲委員) はい。

(長島委員) 市民委員を主体として進行管理をするということの意味が非常にわかりにくいということと、これは後で申し上げますけれども、大体審議会が総合計画の進行管理をするということが本当のミッションなのかどうかということ、根源的な疑問があります。ですから、それは後で申し上げます。

(出石会長) それは後でしてもらって、一応今のところ……

(長島委員) ですから、そういうことの中で、私としては、進行管理というものを大体審議会がすべきかどうかという話と、仮にするべきだとしても、どうしてそれが市民委員に限定した形でもってそれをするのかということの意味が、その辺を知りたいです。

(出石会長) わかりました。前者の進行管理するかどうかという話、条例に決まっていることだから。だけど、後で議論して結構です。

(長島委員) ただ、条例の条文をちゃんと見てみると、進行管理をするとは書いていません。

(出石会長) そうですか、失礼しました。それは後にしてください。

(長島委員) ですから、そういうことを今、議題に上げてほしくないです。

(出石会長) そうですか。

(福本経営企画部次長) 今、名簿の件でよろしいですか。

(出石会長) ちょっと待ってください。今、長島委員が言っているのは、この議題をやってくれるなど言っているんです。まず、そもそも進行管理をここでやるのがおかしいから、それを含めてもらうのは困ると言われています。

(長島委員) そうです。条文に照らしてみてもです。

(出石会長) そうですね。まず、では確認ですが、市長からの諮問はどうなっていましたか。

(福本経営企画部次長) 長島委員から条例にはないという発言がございましたが、条例の第2条に所掌事項とありまして、こちらには市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し必要な調査及び審議を行うと規定しておりますので、そういった意味では進行管理の手続の中において意見を伺うといったこれまでの手続は、条例上根拠があるものでございます。

(長島委員) だから、条例を誰が本当に解釈して、こういうことをやっているのか。

(木村副会長) 諮問はどうですか。

(福本経営企画部次長) 諮問につきましては、策定の段階は、一旦前回の総計審で終わっておりますので、今回はこの進行管理ということに関しての諮問を会長宛に出しております。

(出石会長) そもそも誰が会長をしているかと言っているぐらいだから、そもそも反対なん

でしょう。

(木村副会長) 長島委員のご意見は最初に、冒頭に会長がおっしゃったように、後でやりま  
す。しかし悪法も法とってはなんですが、条例がその進行管理を総計審に、これはそういう  
附属機関に諮問することができるようになっていて、かつ進行管理について市長から会長宛に  
諮問があって、その諮問に応じるということを承諾の上で、ここの委員に皆さんがなってい  
らっしゃるというのが事実として考えるべきことだと思います。その上で、なお別の意見がある  
ということについて封殺する意図はないので、後でやりましょうということを経理がおっしゃ  
った。

したがって、ここで部会員の指名について議事進行をするのは当然のことであって、ここ  
でしてほしくないとおっしゃる長島委員のご意見は、この場では受けとめ難いことだと思います。

(長島委員) 行政官僚的に言わせるとね。

(出石会長) 今の意見について、逆に違うという意見がありますか。

(山口委員) どの自治体も計画をつくと、当然、進捗管理の機能、役割を持つセクショ  
ンが必要になって、同じ名称で続けるところもあるし、メンバーは同じでも名前を変えるところ  
もあるし、それから進捗状況により、よいメンバーを集めたいときにはメンバーを変えるこ  
ともあるし、それはいろいろだけれども、別にこの計画の審議会でやってはいけないなんてこ  
とはまるでないです。私もほかの自治体でやっていますけれども、ほとんど同じメンバーでや  
っていますが、私がほかでやっているのは、推進のほうはメンバーを増やして、特に実行に関  
わる人をいっぱい入れてやっています。したがって、ここでやるのが何か制度上おかしいと  
か、そもそもおかしいということはあるのではないのか。そしたら、ほかの自治体もみん  
なおかしいという話になってしまうと思います。

(出石会長) ほかに意見がなければ、ここで今言ったとおり、従来どおり、要するに条例で  
進行管理をすることになっていて、かつ市長から諮問を受けていますから、これはここから出  
すのが自然だと思います。

ただ、一方で、市民に限定するのはなぜかというのは確かに意見としては成り立つので、こ  
れについては経緯、ちょっとわかりますか。なぜ市民にしたのか。公募市民と住民自治協議会  
からの推薦にしたのですか。

(福本経営企画部次長) 基本的には委員構成、今日、名簿をお配りしました。あの名簿をご  
覧になっていただけますか。名簿の一番左の列が、委員区分となっております、これは総合  
計画審議会条例の中に、こう書かれているんです。この中で、例えば真ん中あたりの、山口委

員から池谷委員、あるいは佐野委員ということですが、こちらの委員の皆様につきましては、それぞれ所属する計画に入ってきている懇話会であったり審議会であったりということでもって、既に一度そちらで意見を述べられて、進行管理に関わっているということもございますので、そういった意味では二重の立場になってしまうことがありますから、それはそういった観点から除いているということです。

あとは学識の皆さん、あるいは教育委員の方につきましては、全体を俯瞰するという立場から親会のほうの活動に言及をしたといったところで、結果的には市民の皆さんになっていただくことになったというところでございます。

(出石会長) という趣旨からこれまで市民、ここでいう市民枠ですね。公募市民と住民自治協議会のメンバーにしてきましたが、それを変えたほうが良いという意見がございませうか。

特にないのですか。なければ、長島委員が外れていましたけれども、まず、後での議論は置いておいて、この諮問を受けている進行管理事業について総合計画審議会が行う、部会で行う。そして部会メンバーは辞退はともかくとして、第3条第2項第1号で言う市民が担当するという、ここまですべてを確定とします。

辞退が余りたくさん出ると、残った人がすごく大変になるんですけども、今のところ、ちょっと理由はわからないんですけども、窪田委員が辞退となりますと今6人。プラス久木の住民自治協議会から1名入って7名ということが母数、分母になるんですけども、先ほど稲委員ができれば辞退したいと。

(稲委員) すみません。辞退というのか、自分の興味のある部会に参加したいという意味で、何かこの間、割り振られて、幾つも幾つもとという形で、なかなか自分も勉強できないというのか、興味のない部会もあるので、先ほどのダブるといふのと一緒なのではないかなと思います。だから既に懇話会の委員になっていらっしゃる方も、ほかのところとダブっても、それだったらおかしくないのではないかなと思うのですが。

(出石会長) ちょっと趣旨が違ふと思います。つまり、基幹計画の審議会があるところ、まずここで言えば、例えば逗子環境審議会などはそちらでやっていて、そういう基幹計画の審議会がないものについて、ある意味やむなく総計審で見ましようということにしているんです。だから興味がある、ないということではなくて、15の事業がそこに当たるので、それをここで担いましょう。一方で、その環境審議会であれば、環境のところの環境基本計画に関わる関係を審議しているのだから、別にそれはさらにやってもらってもいいのですが、ある意味、過重になるだろうと。二重というより過重になるだろうというのは思われます。

(稲委員) 　　というか、その環境審議委員会のほうに、例えば住環境計画を持っていくとかいうことはできない。

(出石会長) 　それはできません。越権になってしまうところです。

(三原委員) 　自分がこことここをやりたいですと言っていいんですか。

(出石会長) 　というか、全体でしょう。

(木村副会長) 　全体ではないですか。

(三原委員) 　部会員だから、このあれで何かやるの。全部で。

(倉田委員) 　1人で1つになったら、会議ではないですね。

(出石会長) 　全員が全部やる。

(倉田委員) 　全部、それに入るかどうかという。

(三原委員) 　なるほど。

(出石会長) 　部会は、いっぱい部会をつくるのではなくて、進行管理部会なんです。この15事業を進行管理する。

(三原委員) 　私はこの中で好きなのがいい。

(稲委員) 　そう、私もそう思った。

(出石会長) 　ではないのです。

(三原委員) 　わかりました。

(福本経営企画部次長) 　資料、参考2の事業が対象となりますので、昨年、事務局で割り振りをしたというようなこともあります。もしそこでのやり方に改善の必要があるのであれば、それはぜひご意見を伺った上で対応していきます。

(出石会長) 　そのメンバーの意見を聞きながら、やり方はうまくやってもらえばいいと思います。なので、できれば辞退してほしくないのですが。

(相川委員) 　逆に、私は池子小学校区住民自治協議会ですけども、要は充て職で来ているようなものです。だから、うちのほうの役員改選とか何かになると、場面によったらメンバーを変えざるを得ないということも起こり得ます。

(倉田委員) 　例えば、ここで6人なら6人がオーケーと言いますね。実際やるときにその中の3人しか来れないとかいうことでも、成立すると考えていいわけですよ。

(稲委員) 　うん、そうです。

(倉田委員) 　ですよ。

(出石会長) 　それは要件はない。

(倉田委員) 要件はないですね。であれば、やれる人を全部出しておいて、興味のあるところだけ絶対自分が来るというぐらいのくくりでいいのではないですか。

(三原委員) わかりました。

(出石会長) いかがでしょうか。そのあたりを斟酌いただいております。

(稲委員) でも、やはり辞退する方もいらっしゃるわけでしょう。

(出石会長) 磯部さんはわからないですが。

(磯部委員) いや、私、やります。

(稲委員) 今年はやる。

(磯部委員) はい。

(出石会長) どうしてもやりたくないというのはそれは強制できませんから、それだったらしようがないと思っていますが。

(稲委員) だから興味のあるところ。わかりました。やります。

(出石会長) ありがとうございます。では、6人プラス久木にお願いをして、7名で精査していただくということでご確認いただければと思います。

「その他」ですが、事務局より前に、先に長島委員さんの意見にしましょうか。

では、どうぞ、長島委員、簡潔に意見を述べてください。

(長島委員) 簡潔にと言われると、書いたものを読んだほうが早いのかもしれないんですけども、私はやはりこの審議会に出していただいている非常に違和感を、今までいろいろな政府なり行政なりの審議会とかなんとかに出ていた経験からしても違和感があります。

どうして違和感があるのかなと思うと、1つは、簡単に言えば、要するにこの審議会というのは何か行政に内部化されているという、そういう感じがすごくするんです。行政に内部化されているという理由がどこにあるのかと考えてみたら、これはやはり進行管理という、本来、行政が業務としてしなくてはいけないことを審議会にやらせているということが結局その行政的なメンタリティーとか、行政的な物の考え方とか、それからその知識だとか、そういうものを持っている人にとっては一応違和感なくできるかもしれないけれども、これはやはり基本的に何かおかしいのではないかと思ったんです。

それで、この地方自治法に基づいてということで、この条文を取り寄せてみたんです。大体、逗子市総合計画審議会条例ですけども、その趣旨が書いてあるんです。第1条、「この条例は、本市の総合計画に関する事項について調査及び審議するため」云々とあるわけ。大体、私として、官僚が趣旨という非常に曖昧な言葉を条例の中に持つてくるということ自体が、ち

よつと解せないことだと。本来は目的とか目標とか、こう書くべきなのではないかと思うんです。

この何とかの規定により、逗子市総合計画審議会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。所管事項ということが書いてある。これは第2条です。それに何が書いてあるかという、「審議会は市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し必要な調査及び審議を行う」と書いてあるんです。

これを理解しようと思って考えると、総合計画策定そのものは審議会の任務ではないが、それに関わる必要な調査及び審議を行うということなんです。ですから、もちろんこの総合計画そのものは行政でつくってきておられるわけです。

それから2番目、この進行管理そのものというのは、これは任務ではない。ミッションではないんです。これに「関し」という言葉がついていますが、ですから必要な調査及び審議かなということなんです。

現実に総合計画の策定は市が行っている。むしろ当然ながら、進行管理そのものは所管の企画部が業務としてなすべきことは明らかです。これはどこの自治体だって、私も、例えば知っているところでは、関わってきたところで横浜市なんかについていけば、審議会が進行管理なんていうことはしていません。政策部が、政策課がやっています。

それでは審議会の機能は何かとか、それから企画部の役割が何かということを考えてみると、各計画の進行管理業務の中で、特に問題になり、調査、審議する必要のあるものを企画部が的確に選択、整理して、審議会の調査、審議に付すというのが、これが本筋ではないかと思うわけです。

それから、どちらにせよ、膨大な総合計画の内容をフルタイムで本当に我々が理解、読み、勉強してそれを理解した上で審議するのはいいけれども、そんなことはできないわけです。不可能です。年に2回ほど、二、三時間の時間をとって評価、進行管理をしるなんていうこと自体が、これは全くむちゃくちゃな話だと。これは誰が見たっておかしいと。ですから、単に企画部の評価を確認するような作業を審議会が要求されるのだったら、これは審議会の目的というものに本来沿わないということなんです。

この調査及び審議するということの中で、調査ということを取上げてみると、こういうことに関わって、他の自治体で審議会の審議対象は何であるのか、進行管理というのはどこがやっているのか。審議会がやっているのか。これは調査の対象となるべきものです。ですから、これはぜひ調査することを、この審議会として提案するなり指示するということです。審

議という言葉は、英語でいえばデリベレートという言葉ですね。デリベレートというのはどうということかと言ったら、ディスカッションをし、決定することなんです。ですからディスカッションもなく、何か要するに行政が決めてきたこと、あるいは評価してきたものを後追的に何か確認するようなことを我々が何でしなくてはいけないのか。これは非常にむなしい話です。

そういうことがありまして、私はこの審議会のやはり根本的な役割、ミッション、それをもう一度、来年度にかけて、それこそ審議して、ディスカッションし、決定して、来年から新しい出発をしていただきたいと思います。だからこれは行政が本当に、今、逗子の企画部が本当に一生懸命やってくださっていて、非常に優秀な方々がそれに関わっていて、やっていらっしゃるわけで、これをもう少し補強すればもっと立派な、有効な、運営というか、進行管理というのは市の内部においてできるはずですよ。

それで結局、今非常にリジッドな固定的なフレームワーク、その構造体としては非常に美しい総合計画の構造があります。だけど、それは非常に固定的で動きのとれないものになっているから、各部局もやはり動きがとれないような形でやっているような感じもしますし、フリーなディスカッションというのはできない。これは非常にみんなの時間の無駄だと。だから企画部ができることをぜひやっていただいて、いろいろ進行管理をしていく中で、各部局の中でこういう課題がある、こういう問題がある、いわばこういう何か、フィードバックしなくてはいけないことがある。そういうことをはっきりと認識して、それを審議会にかけていただきたい。そこで議論するというのが我々の審議だと思うんです。

(出石会長) もういいですか。ほかにありますか。

(長島委員) 以上。

(出石会長) まとめますね。今の意見を簡単に3点にまとめると、1つは進行管理をこの審議会がやることは妥当ではない。2つ目として、他の自治体の総計審の審議対象を調査すべきである。3つ目として、来年度に向け、審議会のミッションを再検討してほしい。

よろしいですか。

(長島委員) そういうことです。

(出石会長) まず、この案件の取り扱いから入りたいと思います。これについて議論をまずするというよりも、この意見は端的に言うと、これもまた形式的、官僚的と言われるかもしれないけれども、我々は市長から諮問を受けて、それについての審議をしているんです。今の話は市長から諮問を受けているものではないので、だからやらないということではなくて、どうしましょうか。

(倉田委員) よろしいですか。私も長島委員さんとずっとこういうことを話をしているんです。とても大事なことだと思います。実効性という意味で、具体的に、物理的に不可能です、全体を見るのは。ただ、長島さんがおっしゃったように、ある程度実際は企画でやられているんですよね。やられているわけです。それが出てくるわけです。企画の中で問題点を逆にクローズアップしていただいて、ここを集中的にやってくれみたいな形の審議会というのだったら機能すると思うんです。ただ、今機能しないですよ。これだけたくさんをいろいろなAとかBとか、私が機能しないというのは言い過ぎかもしれませんが、難しいと思います。もっと審議会を生かすためには、やはりある程度ベースが必要だと思います。

(出石会長) ちょっとそれは中身の話に入っているから。

(山口委員) ここで議論すべきかどうか。私は別に議論すべきではないと思っているんですが、ただ、大変失礼なことをおっしゃったので、個別の委員会でも、福祉プランでも、市民の方とかいろいろな専門家が参加して、進捗管理して、ここに上げてきているわけです。何もやっていないとか、行政の内部でつくった資料のみだとか、それは現実と全くかけ離れているし、そういう委員会をやっている人たちに対して非常に失礼なことをおっしゃっているなど感じています。

先ほどこで進捗管理をやるべきかどうかという、やるんだという確認がされておりますけれども、それは内部の組織がやればよいというのではなくて、市民参加で、いろいろな専門家が参加して、いろいろな立場で多様な人がいろいろな意見を言って、初めて進捗管理評価というのできるのであって、それは行政の評価もあるけれども、外部の評価もあるんです。そうやってバランスをとって初めて正しい進捗管理評価ができるわけです。もちろん行政の評価はそれでいい、そういうわけではないです。だからこそ個別計画も基幹計画も、そういう形でやってきているわけです。ここだけで評価しているわけでも何でもなし。いろいろな人、物すごい多くの人々が参加して評価をしてきている。進捗管理をしてきているわけです。それを何もしていないとか、機能していないとか、何を見てそういうふうにおっしゃっているのか。

(倉田委員) 山口さん、そういう意味ではないです。誤解のもとで言われている。

(山口委員) ここで議論する内容ではないと私は思います。

(倉田委員) 僕は議論したほうがいいと思うし、おっしゃるように個別とか、ああいうところでやるべきことをここでやっているのを僕は違うのではないかとやっているんです。

(山口委員) それは個別でやっていることを踏まえていないから、そういうことをおっしゃるんです。先ほどの意見を聞いていても、個別で、それこそ議員の人がここに出たらいいとお

っしゃっていましたがけれども、皆さんも個別とか基幹の委員会に傍聴で出たほうがいいと思います。

(倉田委員) そういうことでしょうか。

(山口委員) そうです。それが具体で言ってしまうと……

(出石会長) すみません、多分こうなっていくと、発言をしながらほかの人が発言するようになるから、まずルールを決めます。これからフリーディスカッションをしてもらいます。ただし、なるべく短くまとめること。話をしているときに折らない。これを守ってください。それで発言をしてもらって、1つ提案です。諮問事項ではないので、こうしたいと思います。

長島委員の意見を採択するか、しないかを最後に決めます。つまり採択されたらどういうことかという、先ほど挙げた3点について市長に、この審議会から申し入れる。採択されなければ、これは先ほど山口委員がおっしゃった形で、ここでやるべきではない。このどちらかにします。それは多数決をとります。それでよろしければ、どうぞ、手を挙げて発言をしてください。

(倉田委員) よろしいですか。

(出石会長) はい、どうぞ。

(倉田委員) おっしゃるとおりだと思います。私は自分の能力とか時間とかというのを考えて、個別の全てについて関わり切れないという前提がある。ただ、そういうものが上がってきた中で、問題が出たときに、この会議はそうだと思いたいですけれども、それについて意見を聞かれて、それについて答えるというポジショニングがあっているのではないかと。だから個別とか基幹と同じように、小さい一つ一つのことをやるという部分を終わった段階で全体を見るというのは、カバーする範囲が全然また大きくなるわけですから、同じように全部は不可能だと思います。

とすると、この会も意義のあるやり方があるのではないかと、長島さんの意見に僕は賛成です。

(山口委員) それを承知で受けられたのではないのですか。

(倉田委員) いや、知りませんでした。

(山口委員) それは勉強不足だ。

(倉田委員) そうだと思います。全く勉強不足です。

(山口委員) そういう諮問を受けて、それで委員を受けて入っているのに、できないと今さら言われても、それはどうなのかな。私はできると思って参加している。

(木村副会長) 今、会長がディスカッションしましょうとおっしゃったんですが、僕は基本的にそれには従いますけれども、そのことについても意見がありまして、一言申しますけれども、長島さんとか倉田さんがおっしゃるように、ディスカッションするとしたら、僕らはたまたまというか、ここに総合計画というものの策定あるいは進行管理ということについて、頭を使っているメンバーとして居合せているわけです。その居合せた人たち同士で、今後の総合計画審議会のあり方や市政運営や、あるいは総合計画の策定内容そのものについての意見交換をしましょうという場を持ちましょうよという提案は全くありだと思いますし、構わないと思います。構わないというか、それは意の合う人とか意の合わない人も含めて、ディスカッションする場を設ければいいと思います。

ただ、ここはあくまでも総合計画審議会であって、総合計画審議会は条例によって定められて設置されている市の附属機関であって、そこに対して市長が諮問をしている、そういう内容に対して答申を作成すべく議論をするということが役割です。それは山口先生がおっしゃったこと、同じことを別な言い方で申し上げているんだと思います。したがって、もし長島委員、あるいは倉田委員が支持されてきているご意見をこの場で議論するのであれば、ここは会長が先ほどおっしゃったように、これを総計審の総意として、答申ではないけれども、意見書を作成し、それを事務局に対して提言申し上げるという目標を持って、これから時間を使って議論するかどうかの合意が必要だと思います。

その合意がないままにやっていくのは、これは余りにも乱暴ですし、繰り返しになりますが、その合意がないからといって議論すべきではないと言っているのではないです。その合意がないとすれば、総計審を閉じて、議論したい人が集まって議論をすべきであるというふうに私は思います。

以上です。

(出石会長) 最初に前提ですが、議論するのに長島委員からの提案、それから倉田委員がちょっと違っているような気がするんだけど、長島委員が言っているのは、進行管理は総計審でやるべきではないと言っているんですね。

(長島委員) そうです。

(出石会長) 逆に、何となく違ったような気がするの、やり方を変えたほうがいいのではないかと倉田委員はおっしゃっているのではないですか。

(倉田委員) そうですね。

(出石会長) それは多分違いますよね。進行管理のやり方を変えるというのは、それはでき

まず、この委員会で決めれば。例えばもう少し簡素化するとか、それはできます。でも、長島委員の言ったのは違いますね。そういう進行管理はやめ、ここではやらないでということだから、全く違うんです。つまり諮問、条例の解釈はどう解釈されてもいいけれども、普通に文理解釈をすれば、総合計画の進行管理をこの委員会はやることになっているので、それをやめるという意見を、これはかなり強い意見を出すしかないです。それを今言っているのは、それをここでやるかどうかというのを、まず諮りましょうということです。

(相川委員) ちょっと勘違いしているのかなという気がするんですよ。というのは、審議会と部会とをごちゃ混ぜにして考えてしまっているから、こういう話になるのではないかなという気がするんです。あくまでも審議会は審議会、部会は部会という分けた形で考えていかないと、ずっと平行線になっていってしまうような気がするんですけれども、あくまでも審議会は審議会と、部会と多分こんがらがっているのではないかという気もするんですね。

(出石会長) ただ、相川委員、審議会も進行管理するんです。

(相川委員) いや、しますけれども……

(出石会長) 部会のほうは……

(相川委員) だから、その部会のほうの考えが強く出てしまっていて、勘違いしているのではないかなという。

(出石会長) それは、そうですね。もう一回絞りましょう。だから、とにかく長島委員の意見は審議会では進行管理、部会にかかわらず、進行管理をしないという提案なんですよ。

はい、どうぞ。

(長島委員) それに際して、繰り返してみたいですけれども、市長の諮問に応じてですけれども、市長の諮問は、この条例に基づいてなされるわけですよ。そうするとこの条例の文言というのも、どう法的に解釈するかということはやはり非常に問題になって、この所管事項、第2条の審議会は市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し必要な調査及び審議を行うということですね。ですから、これは今の進行管理をこの審議会がやっているということ逆を策定ということにあれば、審議会が策定していなければいけない話になってしまうんです。だからその辺が条例の解釈というのが、本当にこれは法律家も入れてやっていただきたいと、そういうのが私の希望でございます。

(出石会長) すみません。私は法律家ですから。

(長島委員) 法律家にもいろいろありますね。裁判官もいれば、弁護士もおります。

(出石会長) これは誰が読んでも、普通は文理解釈と先ほど申し上げました。関し必要な調

査及び審議をするんです。策定及び進行管理をするとは言っていないです。「に関し調査、審議」をするんです。だからつくるときも我々は調査、審議しました。進行管理についても、市がつくった案に対して調査、審議しています。それだけです。

(長島委員) 策定はどうなんですか。

(出石会長) 策定もそうです。

(長島委員) 同じ文言でやっているわけだ。我々は策定に全く関係していません。

(出石会長) 前の会は……

(長島委員) それはおかしい。

(木村副会長) 策定という諮問があったときに策定に関与してきた人にとっては、今のご意見、策定に関与していないよねというのは当然違和感があります。策定に関し、調査、審議をして、かなりフリーなトークをしながら、フリーな議論をしながら、磯部委員なんかはその中の論客でしたけれども、事務局に対してああだ、こうだと議論をしてきたはずです。もちろんその時間を共有していないということが、そういったご意見の温床にあるということは事実しようなないです。ただ、それはその当時どうでしたかということ、しっかりと受けとめるといのが正当だと思います。

それから、何度も申しますけれども、進行管理を総合計画審議会がやっているところというのは、別に珍しくないです。ただし、それがちゃんと証拠立てて示されなければ納得できないとおっしゃるのであれば、それは事務局は多分喜んでその調査をなさるでしょう。ただし、そういったことまでしなくてはいけないのかということ、やはり委員の皆さんで進行管理をここはしないということを決めるというような意見をまとめる必要性について、そもそもそのことについて議論がなされないと先に進めないんです。なぜならば、進行管理は、我々は進行管理当事者としてはやっていないですよ。市がやっています。それに対して我々は意見を申し上げているんです、あるいはやり方の改良案を申し上げているんです。策定だってそうです。策定の素案というものに向けての意見は出します。市が素案を出してきます。それに対して意見を申し上げるわけです。それを受けて、市が成案をおつくりになって、議会で議決をされるわけです。

ですから、「に関し調査、審議」をしているということは、私は法律家ではないですが、まるっきりそのとおりにやられているんです。さらに一言、市長の諮問の仕方に疑義があるといったようなことは、この場で話題にすべきことではないということは絶対言えると思います。それを言うならば、審議会を閉じて、そういったご意見の方々に市長に意見具申をなさるとい

うことでよろしいのではないのでしょうか。三原委員が先ほど協議会のことで市長と問答をされたと、意見具申をされたとおっしゃっていましたが、そのことをこの場でやっていないことと同じことだと思います。

(長島委員) この所掌事項にまた戻りますけれども、本市総合計画が策定及び進行管理なんですね。策定をしていなければ本当に、だからみんな知らないわけです。何が策定されているか知らないで評価しなければいけないというので、みんな困っているわけですから、ですから策定をしていれば進行管理をするというのは当然の話。これはセットですよ。なのに、策定だけは別、進行管理のところだけは、これまた抜き出して、この審議会がやるということ自体が非常に不自然であって、だからそれは私が最初に申しましたように、非常に違和感をもって参加してきたというのはそれなんです。

(出石会長) ちょっと確認します。多分、長島委員以外、全員違う考えだと思うんです。策定は人は違っても、長島委員はいなかったけれども、総合計画審議会で策定に関し審議及び調査をしてきました。その結果できた。それが2年の任期があって、変わって行って、いろいろな委員がいたわけです。そういう中で決めてきたことは事実ですから、長島委員が入っていなかったからこれはやっていないというのは、それは絶対に通らないと話です。と思いますが、そう思っている方、ほかにいらっしゃいますか。

(三原委員) 長島委員がおっしゃっていることが何で今出てくるかということなんです。我々みんな、27年11月25日に任命を受けているわけです。それはもう1年5カ月たっているんです。今日現在。根源的な話をされているんですよ、長島さんは。それは、ここに至っておっしゃる話ではないです。どう考えたって。それは長島さんが参画されて、1回目はわからない。2回目、3回目ぐらいでおっしゃるべきことをおっしゃって。1年半たって、それをおっしゃるのはちょっと筋が違います。それと、今、山口委員も、会長も、それから副会長もおっしゃっていたように、積み重ねがあってきているものを自分が入ってきたときのことだけ見て、そのことを矮小化しているという感じがするんです。それはやはり違うと思います。本来の話から、ちょっと筋が違う。

(長島委員) 三原さんのおっしゃることは私も理解します。ただ、要するに行政の継続性とか、そういうことを基本に考えると、要するに策定したものを、もしそのときにいなかった人が後で委員になった。進行管理をやって、一生懸命やっている委員の方というときには、新しく入った委員に対してどういう策定があったのか、それからどういうふうな進行管理をしてきたのかという懇切な説明とインストラクション、教育がないと、それは、おまえは勝手にし

ろよという、そんな感じになってしまうんです。ですから、やはり本当に行政が良心的にこの審議会というものを、良心的にという言葉はよくないかもしれないが、本気で審議会というものを大切に思っているのであれば、審議会の委員に対して必要なインストラクション、教育、情報の提供があつてしかるべきです。

ところがこの1年間、例えばいい例がこの8月の議事録にしても、半年以上たつてやっと我々の手に入る。それから、こういう今日出てきた資料に関しても、これも昨日だか一昨日だか、初めて出てきた。つまり、我々審議会の委員に対しての情報の提供が全く不親切であり、ある意味で不公正なんですね。だからそれが無いといけない。

(三原委員)　ですから、長島さんのおっしゃっていることもわかりますけれども、さつき副会長がおっしゃったように、長島さんはここの審議会で進行管理はすべきではないということに言及されたんですけれども、それは私は違うと思っています。ですから、それはここの審議会で進行管理をする。だけれども、そのフリーなディスカッションの場を設けて、今後にわたつてどうしていったほうがよりよくなるのということをディスカッションするのはいいと思います。それは、今の長島さんのおっしゃることは一理ある部分もあると思います。だけれども、それをここで進行管理すべきではないという大上段に構えた物の言い方はちょっと違うのではないかとということを申し上げます。

(長島委員)　だから、いつもそのもとへ戻るといふか、分離したシステムになっているということが問題で、やはり今、どこの国でもそういう総合計画とか計画を立てたときは、それをそのローリングシステムによって必ず新しい条件とか、新しい意見とか、新しい課題が出てきたときには前に戻ってやるんです。そういうシステムが全く内蔵されていなくて、これはもう前に済んだことだから、これは議論しません。これには考えが及びませんという。これは、ここには戦前の人もいるけれども、太平洋戦争で戦争をしろというのは正にそうだと思います。途中でもつて、そういうもとへ戻ったその判断……

(山口委員)　すみません、戦争の話は全然関係ないので、そういう発言はやめてください。

(長島委員)　それは会長の言うことで、あなたが今言うことではない。

(山口委員)　もうそろそろやめていただいていいですか。予定の8時過ぎていて。

(長島委員)　まだ私がしゃべっていたんですけれども。

(山口委員)　では、あと数分にしてください。

(出石会長)　簡潔に。

(山口委員)　数分でまとめてください。予定時間が過ぎています。

(長島委員) ですから、要するに重要なことは、非常に見かけ上、立派な構造体を持った総合計画なんだけれども、それが非常に硬直化していて、その中でのフィードバックとか、そういった後戻りして、新しい課題とか、問題とか、条件が出てきたときに、これをフィードバックするシステムがこの中にあるということが非常に私は問題だと思います。だから、このことは前にもう言ったことだからだめだということですね。こういう形で審議会を運営していったら、これは全く意味のない審議会です。

(出石会長) 進め方、でも、それだって議論してやればいいと思います。根本的に言っていることは違いますがね。進行管理をやめろと言っているのと、やり方を変えようというのは全然違いますから。

はい、どうぞ。

(木村副会長) 行政に内部化されてしまうということを懸念されるということを根本に長島委員のご意見があると理解しています。その原因となっているのが、進行管理なんぞをやっているからだというふうにおっしゃったわけです。しかし、進行管理もやり方によっては、つまり丁寧な情報提供や迅速な情報提供さえあれば、それはできるんだということも同時に先ほどおっしゃったんです。だからどちらがご意見かよくわかりません。

根本的に進行管理をするや否やといったようなことについての意見書を総計審としてまとめるか否かということの採決を今とることを提案します。

それ以外のことであれば、つまり進行管理をどのようにして丁寧にやっていくことができるかということであれば、日を変えて、そういった議論をするということをやればいいと思います。いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

(出石会長) 何でしょう。あと、本当に1分以内。

(長島委員) だから、僕は進行管理ということに限定しているのではなくて、やはり審議会の本当の目的とかそのミッションというのは何かということを考えて、その中でもう一度その進行管理ということ的位置づけるならいいです。だけど進行管理をとにかくやりますという話でないと思います。

(木村副会長) ですから何度も申しましたように、そのような意見対話をしたい方はいらっしゃると思いますし、それはどうぞ、この場ではないところでおやりになってはどうでしょうかということ。つまり、ここは総合計画審議会ですから、総合計画審議会としての総意を答申ないしそれに準ずるものとしてまとめるために時間を使っている場ですから、その目標を

持たないフリーディスカッションをする意味がないと思います。ですから、総合計画審議会の構成員をたまたまやっぺら方々や、それ以外の方も含めて、そのような議論をなさって、必要があるとお感じになれば、市長に対して意見具申をするということをおやりになることがよろしいのではないかと単純に思うわけです。

なので、もう一度申しますが、この件については時間のこともありますので、皆さんのご意見で採決をすることを提案します。

（「賛成」の声あり）

（出石会長） では、採決をするということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（出石会長） それでは、採決をします。

（長島委員） 採決する前に、これをたったこれだけの議論で採決をするというのは、これはやはり拙速に過ぎると思うので、少し時間を。

（出石会長） いや、中身の議論ではないです。もう中身の議論ではないんです。わかりますよね。中身ではないです。長島委員が提案されたことについてを、ここで議論をしてまとめていくことをすべきかどうかを言っているんです。

（長島委員） はい、わかりました。

（出石会長） もう一回言いますね。ちょっと変遷していますが、主張されているのは、進行管理は総計審のミッションとは違うと。けども、最後フォローを自分でされていたけれども、みんなで議論してミッションの中で進行管理をやるのはそれでもいいとおっしゃられた。けれども、それを含めてとにかくそういう議論をここでするかしないか。提案者の方がするほうかな、こういう場合は。

（木村副会長） 厳密に言うと、総合計画審議会の機能、役割の中で議論すべきことであると考えるかどうかです。

（出石会長） では、このことについて、議論すべきだと考える方の挙手を求めます。

（長島委員） おっしゃるように、これは審議会の中での議論になっていいんです。

（出石会長） では、全員反対ということでよろしいですね。

（長島委員） それはほかの場でのディスカッションが審議会にフィードバックされるというシステムがあるなら、それでいいと思います。これは審議会の審議でないことは確かです。それは最初に会長がそれを裁かれたことですよね。

（山口委員） いろいろな話が入ってきてしまっているんですけども、審議会で議論するこ

とと、そもそも審議会のメンバーになるその前提として確認しておくことと、審議会以外でやることと、審議会が終わった後やることと、それが全部入ってきてしまっているんです。

(長島委員) 今、終わってやっているわけですね。

(木村副会長) 終わっていませんよ。

(山口委員) 審議会で何をやるのかということは、審議会に入る前に理解して、受けて入ってこなくてはいけないんです。それから勉強不足だというのは、これとは別に、個別に、例えば事務局に質問するとかやらなくてはいけないんです。僕はわからないからと、ここへ出てきて話すのではなくて、ここに来る前にそういう勉強をしてこないとだめなんです。そうしないと、みんなそのために時間をとられてしまう。

(長島委員) 皆さん、すごく、それでは勉強して来られているんですね。

(山口委員) そうです。

(長島委員) そうですか。

(出石会長) では、もう一回、今出ましたので確認します。こういう、とにかく進行管理をここで、総合計画審議会で進行管理をすべきかどうかということを議論するかしないかを、ここですべきではないと考える方の挙手を求めます。

(長島委員以外全員挙手)

(出石会長) では、長島委員棄権ですね。はい、わかりました。

では、以上でこの件については、意見書云々の話は一切ここでは扱わないということにいたします。

その他を事務局からお願いします。

(福本経営企画部次長) まず次回の審議会の予定です。次回、8月ごろの開催を考えています。日程につきましては、また改めて調整をさせていただきます。部会につきましては、6月中旬に1回目を開催をしたいと思います。こちらにつきましても改めて日程調整をさせていただきます。

2つ目、まちづくりネットワーク会議。総合計画の中で新しい仕組みとして位置づけています個別計画、基幹計画の委員の皆さんが集まって、それプラス住民自治協議会の代表の方の皆さんが加わっての情報共有の場です。このまちづくりネットワーク会議ですが、4月15日の土曜日に開催するということになりました。こちらの委員の皆さんで、そのネットワーク会議のオブザーバー参加ということでできますので、ご希望の方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでお知らせください。席をご用意いたします。

引き続き、（仮称）自治基本条例の検討を昨年度から行ってきましたが、その中には総合計画の策定についても位置づけるということを、以前こちらの場でもお話をしたところですが、この条例の検討事業に関してですが、平成29年度の市議会第1回定例会におきまして、関連予算が削除されました。ですので、現在においてはこの検討は休止しておりますが、6月の今度の議会において予算化を図るべく再提案をするということで、現在準備を進めております。

もう一点、事務事業総点検というのを前々年度に行いますということで、こちらの皆さんにもお伝えしたところですが、いわゆる既存の事業に対して改善を図っていく仕組みです。それも予算をとってやっていたんですが、昨年度、28年度はやはりその予算が削られたところでした。28年度に実施することができませんでした。今年度改めて少し仕組みを変えて、再提案をしまして、29年度につきましては、「市民による事務事業のチェック事業」という名称で予算化をいたしました。今年度はそれを実施しますので、総合計画の進行管理とはまた別の観点で市民の方に意見をいただきながら、事務事業の改善を図っていくといったことを同時並行で進めていきます。

事務局からは以上です。

（出石会長） それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、総合計画審議会を終わります。